

令和6年度 障がい者虐待受理状況(相談のみ対応も含)

資料7

No.	新規継続	受付日	通報者	虐待の種類	虐待行為の種類	障害種別	障害の程度	区分	性別	年齢	利用サービス	調査の結果	内容・対応	備考
1	新規	R6.7.5	栃木県障害者権利保護センター	使用者	身体的虐待	精神障害	—	—	男性	不明	就労継続支援A型	虐待は否認	下野市の所在する就労A型事業所利用中の障害者の方からの相談。「作業内容は、ねぎの皮むきと削っていたが実際には2週間前から痒みしりをさせられている。痒みのなか体調不良者検出で、呼出している人もいる」との状況を県権利擁護センターから市に連絡が入り、A型事業所へ状況確認を実施。 調査の結果、A型事業所と契約していた農家の雇用契約内容に問題があることがわかった。結局、A型事業所が農家と契約解除の対応。	相談対応のみ
2	新規	R6.8.5	下野警察署	—	身体的虐待	精神障害	2級	区分2	男性	70	なし	判断不可	本人が下野警察署に連絡。小山富士見台病院に通院中(デイケア)。通院にバスを利用しているが、バスの運転手に後ろから、致傷された。と主張していたように本人が乗るバスには当該運転手は乗降しておらず、接触なし。主張と実際に整合性取れず。また、医療機関での虐待の案件のため、すでに県南健康福祉センターが対応済。	相談対応のみ
3	新規	R6.8.22	医療機関	養護者	身体的虐待	身体障害 (聴覚・肢体・腎臓) 精神障害	1級	—	女性	54	なし	虐待は否認	養護者による虐待(疑い)。透析を実施している医療機関からの通報。本人及び夫と面談し状況確認。透析実施のため、内出血傾向あり。あざの状態からすると隠れてきたものとは判断しにくい状況。虐待は否認との判断はしたが、介護保険及び障がい福祉サービスの導入にて、夫の介護負担軽減とモニタリング目的で介入。	
4	新規	R6.9.25	高齢福祉課	障害者施設従事者	身体的虐待	精神障害	—	区分4	男性	66	共同生活援助(GH)	虐待認定	日中支援型GH入所中。日中は介護保険でDSを週3回利用中。DS職員が入浴介助の際に向上腕及び前腕に引っかき傷、あざがあること発見。 これを受けて、調査実施。GH職員に調査したが、時系列的に整合性の合わない証言が多く信憑性に欠ける状態であった。また、防犯カメラ映像についても状況に合わない映像を提供してきたため、市単独の調査を打ち切り、県と協議の上対応することとなった。	県南福祉課報告し、対応協議依頼済

令和6年度 障がい者差別解消法にかかる相談受理状況(相談のみ対応も含)

資料7

No.	新規継続	受付日	相談者	相談の種類	障害種別	障害の程度	区分	性別	年齢	主訴	対応	備考
1	新規	R6.4.4	母	不当な差別的取り扱い	その他 (てんかん)	—	—	男性	11	こどもに習い事をさせるためにファミサポ利用を検討し、問い合わせをしたが「てんかん」であることを理由に断られた。小1で診断され内服加療を行っているが小2の7月から発作は起きておらずコントロールはできている。診断書を提出しても不可能かを確認したが、断られた。この対応は合理的配慮に欠けるのではないかと、利用が不可という結論であれば、それを文書にして回答してほしい。	担当課と調整し建設的対話ができるよう調整	総務人事課対応案件